

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那珂川市長

市町村名 (市町村コード)	那珂川市 (40231)	
地域名 (地域内農業集落名)	仲・五郎丸地区 (仲、五郎丸)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月1日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区は農業者の高齢化、農業人口が減少している現状にあり、65歳以上の耕作者が耕作する農地面積が11.97ha、後継者不在の農地面積が3.82haと今後新たな農地の受け手の検討が必要である。
・ほ場条件は、農地の形状が小規模・農道の整備・用水路の改修等作業の効率化の検討が必要である。
・主な作物は水稻であるが、都市近郊に位置しており、近隣消費者に対し、直売所など多様な流通・販売の取り組みの検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・認定農業者等の担い手への集約と後継者の確保、兼業農家の維持に努める。
・作業効率の向上を図るためほ場条件整備、農業機械共同利用等を検討する。
・水稻や園芸品目を主な経営品目とする担い手や少量多品目栽培、体験農業、様々な農業経営を行う意向があるため、地域ごとに栽培作物の集約を図る等の検討を行う。(水稻、園芸品目、市民農園、家庭菜園のエリア分け、地区ごとに栽培品目を分ける)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.61 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.61 ha
【うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積】【任意記載事項】	19.61 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農業上の利用が行われる区域を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・地区内の担い手同士の話し合いを通じ、農業後継者への集約をすすめる。
・担い手や耕作継続意向を示す農業者への集積・集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・農地中間管理機構を通じた貸借等を農業者へ周知を図り活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・作業の効率化のためのほ場条件整備や農道・用水路の改良について検討を行う。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・農業機械の共同購入・共同利用のための組織育成を検討する。 ・地域ごとに栽培作物の集約を図る(水稻、園芸品目、市民農園、家庭菜園のエリア分け、地区ごとに栽培品目を分ける)
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
・地域の担い手が行う農作業受委託の活用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】
・鳥獣被害防止対策については、補助事業等を活用し、取り組みを行う。